林業部門

令和元年度林業信用保証料率算定委員会の結果

1 趣旨

林業信用保証業務における保証料率については、主務省から第4期中期目標として、 毎年度、保証料率水準の点検を実施し、必要に応じた見直しを行うよう示されている。

このため、本年度も林業信用保証料率算定委員会において、業務収支の状況等を踏まえた保証料率水準の点検を実施する。

【参考】独立行政法人農林漁業信用基金 第4期中期目標(抜粋)

2 林業信用保証業務

(2) 適切な保証料率の設定

保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、 毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率 の見直しを行う。

2 現行保証料率水準の点検

(1) 林業信用保証業務における保証料率設定の基本的考え方

林業信用保証業務においては、保証料収入及び求償権回収収入で代位弁済費支出を賄うことを基本とし、これが賄えない場合、直ちに保証料率を引上げて林業・木材産業者に負担を強いるのではなく、まず国による一定の交付金により補填することとしている。

このように、収支相等の原則を構成する保証料収入、求償権回収収入、代位弁済費 支出の3要素のほかに、交付金による収入も含めて、中長期的に業務収支が均衡する ことを基本的考えとしている。

(2)業務収支から見た保証料率の点検

① 業務収支の状況

平成21~30年度の業務収支の状況を表-1に示す。

表-1 業務収支の推移

単位:百万円

	年	<u> </u>	度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	収	入	計	1,133	1,145	898	750	874	619	476	499	562	561
	保訓	証 料	収入	864	602	486	411	362	344	320	302	293	279
	求償	権回	収収入	269	544	413	339	512	275	156	197	269	<u>281</u>
	支	出	計	1,681	1,362	1,822	2,344	1,425	581	1,177	687	673	525
	代位	弁済.	費支出	1,681	1,362	1,822	2,344	1,425	581	1,177	687	673	<u>525</u>
	収	支	差	▲ 547	▲ 216	▲ 924	▲ 1,594	▲ 551	38	▲ 701	▲ 188	▲ 111	<u>36</u>
E	放府引	事業 3	交付金	2,353	581	1,076	1,055	446	134	532	208	122	13
	経済対策等			1,943	365	112	496						
	収支差補填			410	216	442	385	256		512	164	111	
	震災対策					522	175	190	134	20	44	11	13
	業	務 収	又支	1,806	365	152	▲ 539	▲ 105	173	▲ 169	19	11	48

② 業務収支から見た保証料率の点検

保証料収入は、保証残高の減少に伴い漸減、求償権回収収入は、年度により変動があるが、近年は代位弁済事案の減少に伴い低位で推移している。他方、代位弁済費支出は年度により変動があるが、近年は減少傾向にある。

平成 30 年度の業務収支について見ると、収入計5億 6,100 万円に対して支出計は 5億 2,500 万円となっており、概ね均衡し、交付金による補填は要しなかった。

(3) 政策性を踏まえた保証料率の点検

① 政策性を踏まえた保証料率の状況

林業信用保証では、林業経営の改善や木材の生産・流通に係る事業の合理化等を 促す資金については、政策効果の発揮の視点から、保証料率を基本保証料率から 25%又は50%減じている。

一般資金 : 基本保証料率を適用。制度資金 [及び [以外のものを対象。

制度資金Ⅱ:基本保証料率から 25%減じた保証料率を適用。木材産業等高度化推進資金

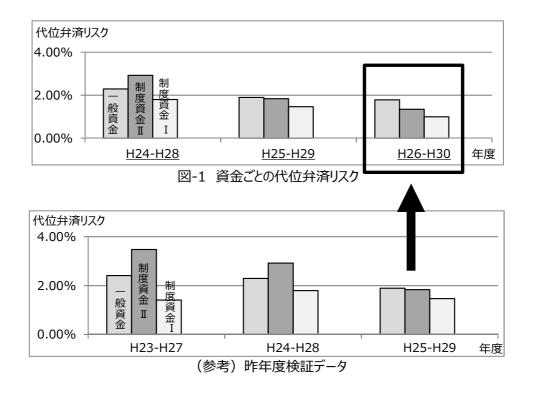
(4 倍協調)、合理化計画認定者等を対象。

制度資金 I : 基本保証料率から 50%減じた保証料率を適用。林業・木材産業改善資金、木材

産業等高度化推進資金(2倍及び3倍協調)を対象。

② 政策性を踏まえた保証料率の点検

資金ごとに代位弁済リスク(保証残高に対する代位弁済費支出の5年間の年平均値) を図-1に示す。



昨年度の検証では、平成 23~27年度及び平成 24~28 年度には、世界的規模の不況や東日本大震災の影響等もあり、制度資金 II が一般資金や制度資金 I より高くなっていたが、平成 25~29 年度には資金ごとの代位弁済リスクに大きな差異が見られなくなっていた。 今年度算出した平成 26~30 年度の値は、一般資金 > 制度資金 II > 制度資金 II II となっており、保証料率と整合がとれた適切な状態にあると言える。

(4)被保証者の財務状況等に応じた保証料率の点検

① 現行の基本保証料率の状況

林業信用保証では、平成19年度に保証料率の体系を見直し、被保証者の財務状況等に応じて8区分の基本保証料率を表-2のとおり設定し、現在に至っている。

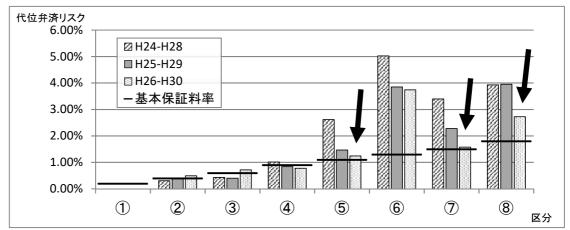
区分 1 (5) 6 (7) 8 2 (3) 基本保証料率 0.20% 0.40% 0.60% 0.90% 1.10% 1.30% 1.50% 1.80%

表 - 2 保証料率の基本保証料率

注:基本保証料率は、保証額に対する割合。保証割合は80%。

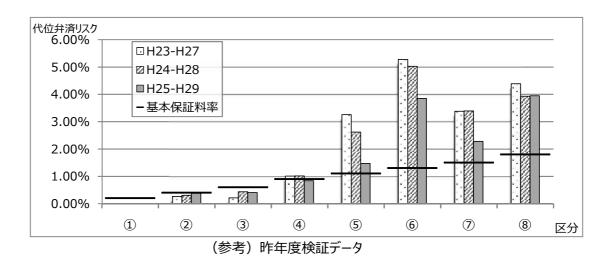
② 被保証者の財務状況等に応じた保証料率の点検

被保証者の財務状況等に応じた保証料率体系について、昨年度と同様に代位弁済 リスク(代位弁済費支出から求償権回収収入を減じたものの保証残高に対する割合。5 年間の移動平均)を検証した結果を図-2に示す。



注:検証に当たっては、代位弁済に至る案件は代位弁済時には低位の格付(⑥、⑦、⑧)に集中するが、新規・ 増額保証引受の基本は、原則⑤以上であること等を踏まえ、過去に遡った格付に分類し直した。具体的には、 図 H24-H28 の代位弁済リスクは、代位弁済案件の信用格付を平成 23 年度末時点の格付に分類し直した。同様に、 H25-H29 は、平成 24 年度末時点、 H26-H30 は、平成 25 年度末時点の格付である。

図-2 財務状況区分ごとの代位弁済リスク



昨年度の結果と比較すると、<u>直近の平成 26~30 年度には、基本保証料率と差異が見られた区分⑤~⑧のうち、区分⑤、⑦及び⑧については明らかに差異が縮小し</u>基本保証料率に近づいている。

3 点検結果

平成30年度の保証引受、代位弁済等の実績も踏まえて保証料率を点検した結果、

- 平成30年度は、単年度で業務収支の均衡が図られている。
- 政策性を踏まえた各資金の代位弁済リスクは、概ね適切な状態にあると考えられる。
- 被保証者の財務状況に応じた保証料率体系については、基本保証料率と代位弁済リスクとの乖離が縮小傾向にある。

このようなことを踏まえると、林業・木材産業界からは、小規模な事業者や厳しい経営状況にある事業者が多いこと等から保証料率の引き下げを求める声があるが、現行の保証料率の体系は適切な状態にあると考えられ、令和2年度の林業信用保証に係る保証料率は、現行の保証料率体系を据え置くことが適当と思料される。